

## 第2回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 平成31年2月5日(火)
- 2 開会日時及び場所  
平成31年2月5日(火) 午後1時30分  
雲仙市役所本庁舎別館3階会議室
- 3 閉会日時 平成31年2月5日(火) 午後2時06分
- 4 委員氏名

(1)出席者(18名)

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	3番 松永 一	4番 東 康敬
5番 林田 剛	6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	8番 平野 利光
9番 馬場 保	10番 徳永 玉義	11番 三浦 憲二	12番 内田 弘幸
13番 池田 兼三	14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	17番 鶴崎 進
18番 大久保信一	19番 小筏 正治		

(2)欠席者(1名)

16番 草野有美子

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
参 事	増富 浩彦
嘱 託	大石由紀子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 議案第8号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

---

午後1時30分開会

○事務局長(坂本 英知君) 本日の出席者は法の規定による過半数に達しておりますので、会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

○議長(小筏 正治君) どうも皆さんこんにちは、農作業と非常にお忙しい中、お集まりいただきま

してありがとうございます。

ただいまから、平成31年第2回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

各委員の協力方よろしく願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第7号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第8号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、以上、議案4件を付議します。

では早速、議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定より、15番、川内委員、17番、鶴崎委員をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

**○事務局（大石 由紀子君）**

（議案第5号について議案書をもとに説明）

**○議長（小筏 正治君）** それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、中部調査会長お願いします。

**○委員（9番 馬場 保君）** 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

中部調査会関係分は、受付番号105番から109番です。

受付番号105番は、譲渡人が市外在住で高齢でもあるため、従兄弟に贈与する案件です。

受付番号106番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号107番から109番は、新規就農のため借り受ける案件です。

受付番号105番から109番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

**○議長（小筏 正治君）** ありがとうございます。

それでは、受付番号105番から109番について、ご質疑がありましたらお願いします。どうでしょうか、105番から109番までありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長お願いします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

西部調査会関係分は、受付番号110番です。

受付番号110番は、譲渡人が耕作できないため、贈与する案件です。

受付番号110番について、現地調査並びに協議結果において、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号110番についてご質疑がありましたら、お願いします。どうでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第5号農地法3条第1項の規定による許可申請について、受付番号105番から110番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

次に日程第3、議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第6号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

中部調査会お願いいたします。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

中部調査会関係分は、受付番号55番から56番です。

受付番号55番について、申請人は倉庫兼事務所用地への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると考えられます。

56番について、申請人は一般個人住宅への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、愛野森山バイパスインターチェンジから300メートル以内に存在するため第3種農地であると考えられます。

受付番号55番から56番について、現地確認においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございます。

それでは、受付番号55番から56番についてご質疑がありましたら、お願いします。どうでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第7号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第7号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

それでは、議案第7号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定の受付番号1番から11番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、次に、所有権移転の受付番号12番から14番について、ご質疑ありませんか。12番から14番、何かありませんか。内田委員どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 12番、内田です。

13番と14番で、13番は958平米で77万で、14番は1万37平米70万となっています。間違いじゃなかつとですかね。

○議長（小筏 正治君） 誰か説明できますか。

○委員（3番 松永 一君） 受付番号14番について、申請地のなかにはもう使い道ないようなところが何枚もあるですよ。それでも1筆の相場ちゅうかは、これくらいの相場です。

○議長（小筏 正治君） よろしいか内田さん。地元の委員さんがそのように説明されているので、ようございますか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ないようでしたら、最後に、農地中間管理事業の受付番号15番から17番についてご質疑ありませんか。徳永委員どうぞ。

○委員（10番 徳永 玉義君） 徳永です。

16番で関係しているので、ちょっと確認ですけど、金額は現金になっていますが、実際は玄米でなっちゃるとですよ。当初は金額で出ちよったんですけど、玄米でええということで、本人から伺っているので、玄米に変更してもらいたいわけです。

○事務局（大石 由紀子君） 機構のほうとも確認をして、問題がなければ玄米に変更をいたします。

○議長（小筏 正治君） ほかに皆さん方、ないようでしたら、ここで採決を行います。

お諮りします。議案第7号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認め農用地利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第5、議案第8号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第8号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸しつけられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第8号に対する質疑を一括して行います。ご質疑ございませんか。どうでしょうか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第8号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、議案第8号農用地利用配分計画（案）につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、こられの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時06分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年 2月 5日

議 長

署名委員

署名委員